

第12回原爆症認定制度 の在り方に関する検討会	参考資料1
平成24年6月12日(火)	

他制度における区分分け事例

介護保険制度における 要介護認定の場合

介護保険制度における要介護認定制度について

趣旨

- 介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態(要介護状態)になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態(要支援状態)になった場合に、介護の必要度合いに応じた介護サービスを受けることができる。
- この要介護状態や要支援状態にあるかどうかの程度判定を行うのが要介護認定(要支援認定を含む。以下同じ。)であり、介護の必要量を全国一律の基準に基づき、客観的に判定する仕組み。

要介護認定の流れ

- 要介護認定は、まず、市町村の認定調査員による心身の状況調査(認定調査)及び主治医意見書に基づくコンピュータ判定を行う。(一次判定)
- 次に保健・医療・福祉の学識経験者により構成される介護認定審査会により、一次判定結果、主治医意見書等に基づき審査判定を行う。(二次判定)
- この結果に基づき、市町村が申請者についての要介護認定を行う。

要介護認定の流れ

申請

認定調査員等による心身の
状況に関する調査

主治医意見書

基本調査
(74項目)

特記事項

要介護認定基準時間の算出
状態の維持・改善可能性の評価

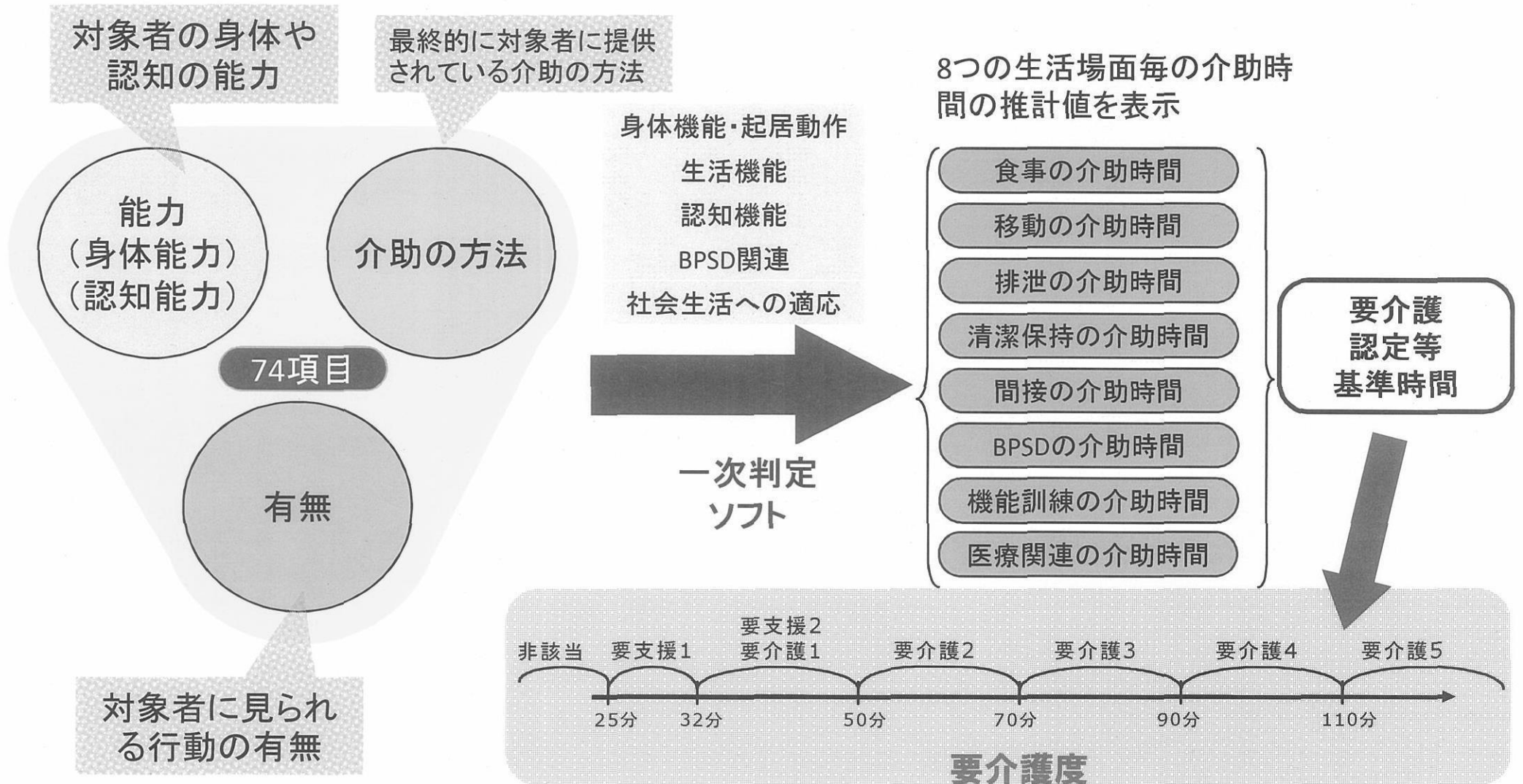
(コンピュータによる推計)
一次判定

介護認定審査会による審査

二次判定

要介護認定

認定調査に基づく一次判定

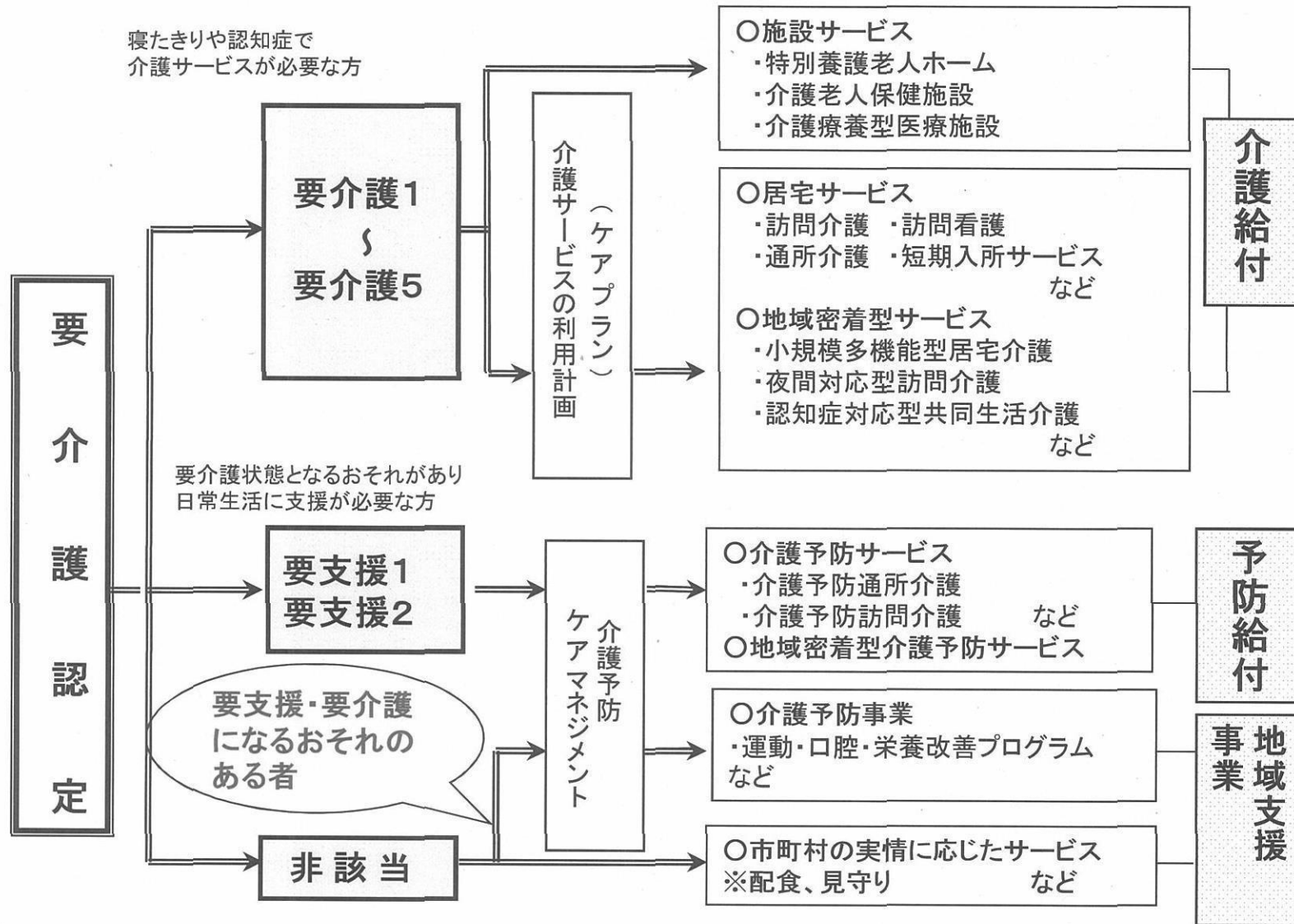


(例) 要介護認定基準時間が93.2分であるので、要介護4

認定調査に基づく一次判定

区分	要介護認定等基準時間
非該当	25分未満
要支援1	25分以上32分未満
要支援2・要介護1	32分以上50分未満
要介護2	50分以上70分未満
要介護3	70分以上90分未満
要介護4	90分以上110分未満
要介護5	110分以上

認定後の介護サービス利用



障害福祉サービスにおける 障害程度区分の場合

○障害程度区分の判定について

○コンピュータにより適切な評価できることが科学的に検証された項目は一次判定で評価

○コンピュータでは適切に評価できない項目は二次判定で専門家が総合的に評価

コンピュータ判定

(一次判定)

審査会での総合判定

(二次判定)

A項目

日常生活行為、意思疎通、
行動等に関する79項目

B1項目

応用日常生活動作
に関する7項目
(調理・買い物等)

一次判定

●一次判定に加え、次の内容を総合的に勘案

B2項目

行動障害
に関する9項目
(多動やこだわり等)

C項目

精神面等
に関する11項目
(話がまとまらないなど)

医師意見書

特記事項

(調査員が言葉で記載したもの)

二次判定

認定結果

非該当

区分1

区分2

区分3

区分4

区分5

区分6

支援サービスの必要度

低い

高い

※ ただし、A項目(79項目)による判定の結果「非該当」となった場合、B2項目(行動障害9項目)を追加して一次判定する。

障害程度区分の認定調査項目(106項目)

A項目群

麻痺拘縮

1-1	麻痺(左-上肢)
	麻痺(右-上肢)
	麻痺(左-下肢)
	麻痺(右-下肢)
	麻痺(その他)
1-2	拘縮(肩関節)
	拘縮(肘関節)
	拘縮(股関節)
	拘縮(膝関節)
	拘縮(足関節)
	拘縮(その他)

移動

2-1	寝返り
2-2	起き上がり
2-3	座位保持
2-4	両足での立位
2-5	歩行
2-6	移乗
2-7	移動

複雑動作

3-1	立ち上がり
3-2	片足での立位
3-3	洗身

特別介護

4-1ア.	じょくそう
4-1イ.	皮膚疾患
4-2	えん下
4-3	食事摂取
4-4	飲水
4-5	排尿
4-6	排便

身の回り

5-1ア.	口腔清潔
5-1イ.	洗顔
5-1ウ.	整髪
5-1エ.	つめ切り
5-2ア.	上衣の着脱
5-2イ.	ズボン等の着脱
5-3	薬の内服
5-4	金銭の管理
5-5	電話の利用
5-6	日常の意思決定

意思疎通

6-1	視力
6-2	聴力
6-3-ア	意思の伝達
6-4-ア	指示への反応
6-5ア.	毎日の日課を理解
6-5イ.	生年月日をいう
6-5ウ.	短期記憶
6-5エ.	自分の名前をいう
6-5オ.	今の季節を理解
6-5カ.	場所の理解

行動

7 ア	被害的
7 イ	作話
7 ウ	幻視幻聴
7 エ	感情が不安定
7 オ	昼夜逆転
7 カ	暴言暴行
7 キ	同じ話をする
7 ク	大声を出す
7 ケ	介護に抵抗
7 コ	常時の徘徊
7 サ	落ち着きなし
7 シ	外出して戻れない
7 ス	1人で出たがる
7 セ	収集癖
7 ソ	火の不始末
7 タ	物や衣類を壊す
7 チ	不潔行為
7 ツ	異食行動
7 テ	ひどい物忘れ

特別な医療

8-1	点滴の管理
8-2	中心静脈栄養
8-3	透析
8-4	ストーマの処置
8-5	酸素療法
8-6	レスピレーター
8-7	気管切開の処置
8-8	疼痛の看護
8-9	経管栄養
8-10	モニター測定
8-11	じょくそうの処置
8-12	カテーテル

IADL(B1項目群)※

9-1	調理
9-2	食事の配下膳
9-3	掃除
9-4	洗濯
9-5	入浴の準備片付け
9-6	買い物
9-7	交通手段の利用

行動障害(B2項目群)

7 ト	こだわり
7 ナ	多動・行動停止
7 ニ	不安定な行動
7 ヌ	自ら叩く等の行為
7 ネ	他を叩く等の行為
7 ノ	興味等による行動
7 ハ	通常と違う声
7 ヒ	突発的行動
7 ホ	反復的行動

C項目群

6-3-イ	独自の意思伝達
6-4-イ	説明の理解
7 フ	過食、反すう等
7 ヘ	憂鬱で悲観的
7 マ	対人面の不安緊張
7 ミ	意欲が乏しい
7 ム	話がまとまらない
7 メ	集中力が続かない
7 モ	自己の過大評価
7 ヤ	疑い深く拒否的
9-8	文字の視覚的認識

※IADLとは、手段的日常生活動作 (Instrumental Activity of Daily Living) の略で、日常生活上の複雑動作(買い物、洗濯、薬の管理等)のこと。

日常生活行為、意思疎通、行動等に関する79項目

追加の27項目

療養病棟の入院基本料算定における医療区分・ADL区分の場合

医療区分

<p>医療区分3</p>	<p>【疾患・状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スモン ・医師及び看護師により、常時監視・管理を実施している状態 <p>【医療処置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間持続点滴 ・中心静脈栄養 ・人工呼吸器使用 ・ドレーン法 ・胸腹腔洗浄 ・発熱を伴う場合の気管切開、気管内挿管 ・感染隔離室における管理 ・酸素療法(酸素を必要とする状態かを毎月確認)
<p>医療区分2</p>	<p>【疾患・状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筋ジストロフィー ・多発性硬化症 ・筋萎縮性側索硬化症 ・パーキンソン病関連疾患 ・その他の難病(スモンを除く) ・脊髄損傷(頸髄損傷) ・慢性閉塞性肺疾(COPD) ・疼痛コントロールが必要な悪性腫瘍 ・肺炎 ・尿路感染症 ・リハビリテーションが必要な疾患が発症してから30日以内 ・脱水かつ発熱を伴う状態 ・体内出血 ・頻回の嘔吐かつ発熱を伴う状態 ・褥瘡 ・末梢循環障害による下肢末端開放創 ・せん妄 ・うつ状態 ・暴行が毎日みられる状態(原因・治療方針を医師を含め検討) <p>【医療処置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・透析 ・発熱又は嘔吐を伴う場合の経腸栄養 ・喀痰吸引(1日8回以上) ・気管切開・気管内挿管のケア ・頻回の血糖検査 ・創傷(皮膚潰瘍・手術創・創傷処置)
<p>医療区分1</p>	<p>医療区分2・3に該当しない者</p>

ADL区分

0	自立	手助け、準備、観察は不要又は1~2回のみ
1	準備のみ	物や用具を患者の手の届く範囲に置くことが3回以上
2	観察	見守り、励まし、誘導が3回以上
3	部分的な援助	動作の大部分(50%以上)は自分でできる・四肢の動きを助けるなどの体重(身体)を支えない援助を3回以上
4	広範な援助	動作の大部分(50%以上)は自分でできるが、体重を支える援助(例えば、四肢や体幹の重みを支える)を3回以上
5	最大の援助	動作の一部(50%未満)しか自分でできず、体重を支える援助を3回以上
6	全面依存	まる3日間すべての面で他者が全面援助した(及び本動作は一度もなかった場合)

6段階で評価し合計
各項目について

項目	支援のレベル
ベッド上の可動性	
移乗	
食事	
トイレの使用	
(合計点)	

ADL区分	ADL得点
1	0~10
2	11~22
3	23~24

療養病棟入院基本料

療養病棟入院基本料

療養病棟入院基本料 1

【算定要件】

20:1配置(医療区分2・3が8割以上)

	医療区分1	医療区分2	医療区分3
ADL 区分3	945	1,380	1,769
ADL 区分2	898	1,353	1,716
ADL 区分1	796	1,202	1,435

療養病棟入院基本料 2

【算定要件】

25:1配置

(単位:点)

	医療区分1	医療区分2	医療区分3
ADL 区分3	882	1,317	1,706
ADL 区分2	835	1,290	1,653
ADL 区分1	733	1,139	1,372

※医療区分・ADL区分については、「医療区分・ADL区分に係る評価票 評価の手引き」を用いて毎日評価を行う。